

平成30年3月19日
電源開発株式会社

大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件の判決について

本日、函館地方裁判所において、大間原子力発電所の建設・運転差止等を求める訴訟の判決が言い渡されました。

本日の判決は、大間原子力発電所の建設・運転差止請求及び損害賠償請求のいずれも棄却するものであり、判決内容の詳細については今後検討してまいります。当社の主張が基本的に認められたものであると考えております。

本件は、函館市の住民等が、当社及び国を相手に、大間原子力発電所の建設・運転の差止等を求めて、函館地方裁判所に提訴したものです。第一次提訴は平成22年7月28日になされ、以降、第二次から第九次まで同内容の請求が追加提訴されました。

これまで、当社は、裁判所に対して、請求の棄却を求めるとともに、大間原子力発電所の安全性が確保されること等について丁寧に主張、立証を行ってまいりました。

当社は、今後とも原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査に適切に対応するとともに、全社をあげて安全な発電所づくりに取り組んでまいります。

また、関係する地域の皆様へ、大間原子力発電所の計画について、丁寧な情報提供に努めてまいります。

(別紙) 大間原子力発電所の概要、大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件の概要

以 上